

To: 企業会計基準委員会

From: 公認会計士 木下徳明

平成13年中に行われた商法改正(6月、11月)に伴う資本金と資本準備金に係る会計処理について、「新種9株式の発行」との関連を考慮すると、資本金と資本準備金の発生源泉別処理を明確に示すことが考えらる。

具体的には、転換株式(転換予約権付株式)の発行と転換請求に因りて発行する株式の関係では、転換株式の発行価額をもって転換請求に因りて発行する株式の発行価額と取り扱う。その場合、資本金と新株ととの間で資本金と資本準備金の振替関係は、商法第24条第2項、第28条、第29条、第30条、資本減少の状況(商法第25条、第26条)を考慮することになり得る。

又、自己株式の消却に伴う資本項目とその他資本剰余金の減額と取り扱う場合は、内訳を示すこととして(会社法第25条第1項 - 25項)と、発生源泉別処理を前提として取り扱うことが考えらる。

以上